３．３．３　外来性ウイルス等否定試験 観察期間の終わりに，対照培養細胞の培養上清について，３．１．２．２を準用して試験するとき，適合しなければならない． ３．３．４　ニワトリ白血病ウイルス否定試験 ３．１．３を準用する． ３．４　ろ過前ウイルス浮遊液の試験 乾燥弱毒生麻しんワクチン３．４及び乾燥弱毒生風しんワクチン３．５をそれぞれ準用するほか，弱毒生ムンプスウイルスにつき，次の試験を行う． ３．４．１　無菌試験 ３．１．１を準用する． ３．４．２　外来性ウイルス等否定試験 ３．４．２．１　培養細胞接種試験 ３．１．２．２．２，３．１．２．２．３及び３．１．２．２．４を行う． ３．４．２．２　ニワトリ卵接種試験 ３．１．２．３を準用する． ３．４．３　同定試験 検体を適当な試薬と混合した後，RNAを抽出し，適当なプライマーを用いて逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によりCt値を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない． ３．５　原液の試験 乾燥弱毒生麻しんワクチン３．５及び乾燥弱毒生風しんワクチン３．６をそれぞれ準用するほか，弱毒生ムンプスウイルスにつき，次の試験を行う．ただし，乾燥弱毒生麻しんワクチン３．５及び乾燥弱毒生風しんワクチン３．６の準用においては，本剤の当該試験の試料に係る承認された規定に適合するように原液を希釈したものを試料とする． ３．５．１　無菌試験 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならない．	３．５．２　細網内皮症ウイルス否定試験 検体を適当な試薬と混合した後，RNAを抽出し，適当なプライマーを用いて逆転写ポリメラーゼ連鎖反応により細網内皮症ウイルス量を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない． ３．５．３　ウイルス含量試験 適当な培養細胞を用いて検体0.5mL中のウイルス含量を$CCID_{50}$で測定するとき，承認された判定基準に適合しなければならない． ３．６　最終バルクの試験 ３．６．１　無菌試験 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならない． ３．６．２　ウイルス含量試験 適当な培養細胞を用いて検体0.5mL中のウイルス含量をFFUで測定するとき，承認された判定基準に適合しなければならない． ３．７　小分製品の試験 ３．７．１　含湿度試験 一般試験法の含湿度測定法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない． ３．７．２　無菌試験 一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならない． ３．７．３　力価試験 適当な培養細胞を用いて検体0.5mL中のウイルス量をPFU，FFU又は$CCID_{50}$で測定するとき，麻しんウイルス，ムンプスウイルス及び風しんウイルスの値は承認された判定基準に適合しなければならない． ３．７．４　表示確認試験 検体を適当な試薬と混合した後，RNAを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行う． （略）	（略）